

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

迷いや恐れは事実が見えていない時に生じます。水鳥の羽音に驚き敗走した平家のように、自ら勝手に亡霊を作り出しているようです。今の日本の企業は実力があるにも係わらず、沈滞ムードが漂いすぎて、自信を失っているようです。成熟した社会では作りあげたものを自分で壊すことができなければ成長はありません。実力を最大限に引き出すためには、自社の強みを再発見し、磨きを掛け、時代の変化と社会の成熟度に合わせた新しいサービスや商品を生み出さなければなりません。

## 私の書棚より

○途上国では、生活の基本資材はすべて欲しい、という前提条件に立つが、成熟国モデルにおける基本戦略は、人々が潜在的に欲しいと思っているものを見抜いて提供しなければならない。

○大半の商品は 10% 値下げすると、2 倍の数量を売っても利益は減少してしまうのだ。いたずらに値段をマイナスの方向にシフトするのは具の骨頂なのである。

「民の見えざる手」  
大前研一著 小学館

## 税務アンテナ

□婚姻期間が 20 年以上の夫婦間において、居住用不動産の贈与又は金銭の贈与をして、その金銭で居住用不動産を取得し、その贈与を受けた配偶者が、その居住用不動産を、翌年 3 月 15 日までに自己の居住の用に供し、かつ、その後も引き続いて居住の用に供すると認められる場合には、贈与税の基礎控除 110 万円の他に 2,000 万円の配偶者控除が受けられます。

また、土地のみの贈与であっても、その土地に存する家屋の所有者が受贈者の配偶者又は受贈者と同居するその親族であるときは、配偶者控除の対象とされます。

□祖先崇拝の風習や感情に配慮して、墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるものは、相続税法上、非課税財産とされています。

ただし、墓地は購入したが代金が未払いである場合には、その未払金は債務控除できません。また、相続発生後に墓地を購入しても、葬式費用として控除することはできません。つまり、被相続人が生前に墓地を購入して、代金を支払っている場合に限って、相続財産が減少することになります。

なお、仏像、仏壇、仏具等で日常礼拝の用に供しているものは非課税財産に含まれますが、商品、骨董品又は投資の対象として所有するものは含まれません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 10月の税務スケジュール

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 22 年 2 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 11 月、23 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 11 月 1 日)

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29 日)
------	---

今月の贈る言葉『成功の秘訣は目的にひたむきであることだ』 by ディズレーリ